

平成27年10月5日 マイナンバー制度スタート

平成27年10月5日以降、国民の皆さん一人一人にマイナンバー（個人番号）が、「通知カード」によって通知されます。



やむを得ない理由等で住民票の住所で受け取ることができない人は、**居所情報登録申請書**を

8月24日～9月25日

に住民票のある所在地の市区町村に持参もしくは郵送（必着）してください。

住んでいる市区町村への 転入手続きを

マイナンバーは、平成28年1月1日以降、社会保障、税、災害対策のさまざまな行政手続きで必要となります。

「通知カード」は、皆さんの住民票の住所に送付されます。住民票の住所以外に住んでいる人は、平成27年9月末までに、現在住んでいる場所（居所）の市区町村に転入すれば、そこに通知カードが送付されます。現在住んでいる市区町村への転入手続きをご検討ください。

DV等支援措置の申し出を

ドメスティック・バイオレンス（DV）等被害者は、転入した

市区町村に対して「DV等支援措置」を申し出てください。

申し出により「DV等支援対象者」となった場合には、自身の転入先の新しい住所を、加害者が「住民票の写し」や「戸籍の附票の写し」の請求によって知ろうとしても、請求を制限する措置が講じられます。

居所情報登録申請を

やむを得ない理由により、住民票の住所で通知カードを受け取ることができない場合や、現在住んでいる居所のある市区町村に転入できない場合も想定されます。

このため、現在住んでいる居所を登録すれば、そこに通知

カードを送付することが可能です。

東日本大震災の被災者やDV・ストーカー行為・児童虐待等の被害者で住民票の住所と別の場所に住んでいる人、長期にわたって医療機関・施設等に入院・入所が見込まれる人、その他やむを得ない理由のある人は、通知カードの送付先を住民票のある市区町村に登録してください。

登録しないと住民票の住所に送付された通知カードをDV等の加害者が取得してしまうことが想定されます。

◆居所の登録方法

平成27年8月24日から9月25日までの間に、居所情報登録申

請書（近くの市区町村、個人番号カード総合サイト、相談機関などで入手できます）を持参もしくは郵送してください。

◎添付書類

・申請者の本人確認書類のコピー
・居所に居住することを証する書類（公共料金の領収書等）のコピー
・代理人の代理権を証明する書類のコピー（代理人が申請する場合）
・代理人の本人確認書類のコピー（代理人が申請する場合）

※不明な点は、住民票のある市区町村にお問い合わせください。



民間事業者のみなさまも マイナンバーを扱います!



平成28年1月以降、以下の手続で従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

- 健康保険や厚生年金の手続や、源泉徴収の手続
- 証券会社や保険会社が行う、配当金や保険金等の法定調書の提出 など



制度が始まるまでに、準備をお願いします。

マイナンバーに対応した人事・給与などのシステム開発や改修

マイナンバーを適正に扱うための従業員研修や社内規程づくり

マイナンバーを含む個人情報の安全管理措置の検討

特定個人情報*の管理は、ガイドラインを踏まえた対応が必要です。

マイナンバーの取扱いには、個人情報保護法よりも厳格な保護措置を設けています。

*マイナンバーをその内容に含む個人情報のことをいいます。

ガイドラインに関する情報はこちら ▶ [特定個人情報保護委員会](#) [検索](#)

法人には法人番号が通知されます。

平成27年10月から、法人*には1法人1つの法人番号（13桁）が指定され、登記上の所在地に通知されます。マイナンバーと異なり、法人番号はどなたでも自由に利用できます。

*法人番号は、株式会社などの「設立登記法人」のほか、「国の機関」「地方公共団体」「その他の法人や団体」に指定されます。（法人の支店・事業所等や個人事業者の方には指定されません。）



【マイナンバー・法人番号の詳細はこちら】

公式サイト

マイナンバー

検索

公式 Twitter

内閣官房社会保障改革
担当室(番号制度)

@MyNumber_PR

マイナンバー ツイッター

検索



お問合せ

コールセンター（全国共通ナビダイヤル）
0570-20-0178

平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

※外国語対応(英語)は0570-20-0291におかけください。

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語に対応。